

# 中野区教育委員会会議録

平成31年第8回定例会

平成31年3月8日

中野区教育委員会

平成31年第8回中野区教育委員会定例会

○日時

平成31年3月8日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時33分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

○欠席委員

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当、学校・地域連携担当）

高橋 昭彦

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

指導室長 宮崎 宏明

教育委員会事務局副参事（子育て支援担当） 古川 康司

教育委員会事務局副参事（児童相談所設置準備担当） 神谷 万美

教育委員会事務局副参事（子ども特別支援担当） 中村 誠

教育委員会事務局副参事（保育園・幼稚園担当） 濱口 求

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 石原 千鶴

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 渡邊 仁

○傍聴者数

9人

○議事日程

1 協議事項

(1) 平成31年度の教育委員会事務局の組織について(子ども教育経営担当)

(2) 教育委員会の権限に属する事務の補助執行について(子ども教育経営担当)

2 報告事項

(1) 事務局報告

① 学校施設における特別教室冷暖房化の進捗状況について(子ども教育施設担当)

② 建築後50年を経過した学校の校舎建て替えについて(子ども教育施設担当)

## ○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第 8 回定例会を開会いたします。

ここでお知らせいたします。本日及び次週の教育委員会定例会の終了後におきましては、小学校校長会との意見交換会を開催する予定でございますので、あらかじめご承知おきください。事務局職員には、速やかに準備を行うようお願いいたします。

本日の会議録署名委員は、渡邊委員をお願いいたします。

また本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

### <協議事項>

入野教育長

それでは議事に入ります。協議事項の第 1、「平成 31 年度教育委員会事務局の組織について」を協議いたします。初めに協議に当たり、事務局から説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、平成 31 年度の教育委員会事務局の組織について、補足説明をさせていただきます。本件につきましては、平成 31 年度の教育委員会事務局の組織を改編するに当たり、ご協議をいただくものです。

お手元の資料をごらんください。1 の新しい組織の考え方でございますが、一つ目に区の組織改正案にのっとり、事務局の事務を分掌させるため、事務局に課および室を設置し、課に課長を室に室長を置きます。

二つ目として課の事務を分掌させるため、課に係を設置し、係に係長を置きます。

三つ目として事務局に参事（子ども家庭支援担当）を置きます。

四つ目に事務局報告に学校再編・地域連携担当課長を置きます。

ということで整理をいたします。具体的な改編の内容につきましてご説明いたします。

新旧対照表をごらんください。左側が平成 31 年度の改正案、右側が現在の組織となっております。

主な変更箇所についてご説明させていただきます。現在の子ども教育経営分野につきましては、名称を変更いたしまして、子ども・教育政策課といたします。また係について部経営担当を庶務係にいたします。学校・地域連携担当について担当課長を置き、名称を学

校再編・地域連携に変更いたします。

続きまして、現在の学校教育分野につきましては、指導室と学校教育課といたしまして、指導室を課と同じ位置づけといたします。それに伴い、係等についても再編いたします。指導室に指導主事、教育事業係、教職員係、教育センターを置きます。学校教育課につきましては、学校経営を支援する役割を明確にするため、学校経営支援係を置くとともに、学事係、学校健康推進係、体験学習係を置きます。子育て支援分野、幼児施設整備分野につきましては、教育委員会事務局としての直接に分掌する事務を持たないことから、組織としての位置づけから外します。次長は教育長の命を受け、事務局の事務をつかさどり、所属職員を指揮・監督いたします。新たに設置する子ども家庭支援担当の参事につきましては、子ども特別支援課の分掌する事務に関する事務をつかさどり、当該事務に従事する職員を指揮・監督いたします。

参考といたしまして、子ども教育部の組織の新旧対照表を2ページ目におつけしてございます。こちらについてはお読み取りください。

事務局の組織につきましては、中野区教育委員会事務局処務規則により定められておりますので、お手元には同規則の改正案をお配りしてございます。

なお、本件につきましては、地方自治法第180条の4、組織等に関する長の総合調整権の規定によりまして、教育委員会は事務局の組織に関する規定を変更する場合は、区長に協議をしなければならないため、本日、本委員会でご協議をいただいた後、区長との協議を行う予定です。区長との協議を経た後、次週の教育委員会定例会におきまして、中野区教育委員会事務局処務規則の全部改正について、議決事件として取り扱う予定です。

説明は以上でございます。

入野教育長

ただいま事務局からご説明がありましたとおり、区の組織改正においても、課、係の設置や課長のほか、特定の事務に専任する担当課長の配置を行うことについては、区の組織として統一した考えにのっとりましてでございます。

また今回の組織の改編は、新たに次長のほか、部長級の参事を置くことで、教育委員会事務局の機能を充実させることも目的としております。

それでは、各委員からご意見を伺いたいと思います。ご発言はございませんか。

田中委員

新しい改正案で教育行政がよりの確に進むように再編されたということは、よく理解で

きました。その前の段階として、分野を課とするという、これは区の方針なのでしょうけれども、その意味合いというのはどこにあるのでしょうか。

教育委員会事務局次長

基本的には分野ということで、それぞれ今までの組織の考え方においては、部の中で柔軟に、有機的に行政課題に対して適応していこうという考え方がございました。そうしたメリットがある一方で、分野という概念が他自治体から見ると、どうしても定着していなくてわかりづらいという点がございました。また区民に対しても同様でございます。

この課という名称につきましては、全国的に部、課、係という組織のあり方について一般的な呼称でございますので、そうした呼称を用いることで区民、他自治体、関係機関等についてもわかりやすく、そういったメリットがございます。

今回、分野を課にすることで、より縦割りが生じるのではないかという懸念もあるわけでございますけれども、それは部の中でしっかり横結びの仕組みの中で対応していったら、柔軟に行政事業に対応していく考えでございます。

渡邊委員

新旧対照表を見比べて、今、次長にお話ししていただいたように、分野と課の移行ということはわかったのですけれども、それだけではなくて必ずしも子ども教育経営という分野が、子ども・教育政策課みたいな形でちょっとずつ名称が変わって、そのまま分野が課に置きかわったわけではなくて、全体的な組織編成も行われているということで。

今回、非常にいいなと思うのは、指導室というのがちゃんと分野として、課として一つにちゃんと分かれたというのは、ある意味非常にわかりやすくなっていいのではないかとと思うのですけれども、ほかの部分に関して、やはりこのあたりは教育委員会の中でそれぞれの担当分野に関して、十分に討議されているのかどうかだけ確認したいのですけれども。

やはり課が変わると、今まで横のつながりがあっても、結構担当者が変わると何とも難しくなってきた、どこまでが我々の範疇なのというのがわかりにくくなるのではないかなと感じるのですけれども、そのあたりは大丈夫でしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

これまで教育委員会の事務を行っている中で、組織的に対応する場合、役割の再付与をしたほうが適切であるといった部分が見えている部分がございます。そういったものを今回、大きく分野から課に変わるというところで、事務局として総合的に検討いたしまして

整理したものでございます。

検討の結果が職員にもしっかり理解され、改正の意味が実際の場面で生かされるよう、そこはしっかりと伝えていく必要があると思いますし、今回この形で進むことになりましたところで、その点はしっかり押さえてまいりたいと考えてございます。

渡邊委員

その中で、少し気になる点というのが、この中に、現行では例えば就学前教育推進担当というのがあったのですけれども、今回はそういった分野の係が消えているのですね。それで、やはり就学前から保幼小連携とかというような部分に関しては、非常に力を入れてきたわけですが、こういったものを担当する部署がちょっとわからないのかなというのが。

例えばこれはどんなところに移ったのか、ここだけは、今まで保幼小連携という形でやっていたものですから、その横のつながり、縦のつながりというところではですね、どのあたりに移ったのかちょっと聞きたいのですけれどもね。

指導室長

こちらのほうには出ていないのですけれども、これまでと同じように指導室内で係長がいませんので、主査と指導主事が担当して、同じように行ってまいります。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。

小林委員

先ほど、今回の改正で分野が部や課に戻るといえるのでしょうか、そういうことで次長からも区民にもわかりやすく、他地域との整合性ということはよくわかりました。やはり区民や学校からわかりやすい組織編成というのは、非常に重要なかなと思います。

これは、今回についてどうこうということではないのですけれども、今後の課題として、前にもお話をしたことがあるのですが、子どもという表記ですね。これがだめだということではなくて、東京都はこれを漢字にしているのですよね。それでこれは区全体のことがありますので、教育委員会だけでどうこうではないのですけれども、例えば認定こども園というのは、これはある意味では固有名詞的なところがありますので、これを変えるということではできないと思うのですけれども、それ以外の部分をどうするか、今後、課題としてこの表記の仕方ですね。これを少しご検討いただければなと思っております。

以上です。

教育委員会事務局次長

今、小林委員からご指摘があった件につきましては、以前から検討事項ということで、区全体で検討しているところでございます。ただ、区の組織だけではなくて、議会の委員会の名称とも呼応するものですから、やはり議会、区ということで、今後の名称の表記の仕方については調整が必要と認識してございまして、鋭意調整を進めてまいりたいと思います。

入野教育長

よろしいでしょうか。

ただいまいただいたご意見については、今後も組織のあり方の課題として整理することといたしまして、引き続き協議・検討していきたいと考えております。

それでは、特に事務局の案について修正等のご意見がなければ、この案について区長と協議を行い、次週の定例会で議決事件として取り扱いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

それでは、本協議は終了いたします。

続きまして、協議事項の第2、「教育委員会の権限に属する事務の補助執行について」を協議いたします。

初めに、協議に当たり事務局から説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行について、補足説明をさせていただきます。

本件につきましては、中野区教育委員会の権限に属する事務のうち、これからご説明する事務につきまして、補助機関である職員を通して補助執行させるに当たり、地方自治法180条の7の規定に基づき協議を行うものでございます。

補助執行を行う事務につきましては、区立幼稚園で実施する一時預かり事業の利用に関する事務となります。

その内容につきましては、参考資料としてつけさせていただいております。

その参考資料をごらんいただく中で3ページ目のところでございますが、具体的な事業の中身として10番の定期利用登録の承認、11番の利用の申請、12番の一時利用の抽選、



13 番の費用負担、これに関する事務について、補助執行を行うということで考えてございます。

理由でございますが、就園等の事務とあわせて行うことにより、保護者の利便を確保できるというものでございます。

規定の整備でございますが、中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正を行います。その改正の中身につきましては、別添資料、新旧対象表をらんいただければと思います。下線の部分が改正の部分となります。

施行日ですが、平成 31 年 4 月 1 日を想定してございます。

今後の予定ですが、区長宛てに協議の依頼を文書でいたします。区長からの回答を受理し、3 月 15 日の教育委員会定例会で議決をしていただきたいと思いますと考えてございます。

説明は以上でございます。

入野教育長

ただいま事務局から説明がございましたが、先ほどの教育委員会事務局の組織についての協議でも触れましたけれども、平成 31 年度から教育委員会の新規事業として、区立幼稚園で一時預かり事業を実施することになります。繰り返しになりますが、現在の区立幼稚園の幼児の就園等に関する事務と同様に、この一時預かり事業の利用に関する事務について、区長部局の職員に補助執行するものでございますので、事業内容についてもご説明がありましたので、あわせて各委員からご意見を伺いたいと思います。

ご発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に事務局の案について修正等のご意見がないようでございますので、この案について区長と協議を行い、次週の定例会で議決事件として取り扱いたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

それでは、本協議は終了いたします。

<事務局報告事項>

入野教育長

続いて報告事項、事務局報告に移ります。事務局報告の第 1、「学校施設における特別教室冷暖房化の進捗状況について」の報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育施設担当）

それでは、学校施設における特別教室冷暖房化の進捗状況について、ご報告をさせていただきます。

区では教育環境の改善を図るため、区立小中学校の音楽室や図書室等の特別教室の冷暖房設備の設置を進めてきたところでございます。2015年度までの設置率は、約84%であったことから、2016年度より5年間で全ての特別教室の冷暖房設備の設置を完了させる年次計画を定めて整備していくことといたしました。

2019年2月末現在の進捗状況についてご報告いたします。1、年次計画期間でございますが、2016年度から2020年度の5年間でございます。

2、整備概要でございますが、一つ目といたしまして、冷暖房化未実施の特別教室に冷暖房設備を新設するとともに、先行して冷暖房化を実施した特別教室のうち、15年程度経過したものをあわせて更新いたします。

二つ目といたしまして、計画期間に改築が予定されている学校は、それらの工事の中で実施いたします。

三つ目でございます。おおむね2019年度までの完了を目指し、同じ用途の特別教室が2室ある学校につきましては、特別教室の使用状況等により、2020年度にもう一つの特別教室への設置を検討してまいります。

3、整備経過でございます。2016年度は小学校2校、中学校2校、2017年度は小学校3校、中学校1校、2018年度は小学校2校、中学校2校で実施をいたしました。

4、学校別の特別教室冷暖房設備の設置状況につきましては、別紙をごらんいただけますでしょうか。2018年度までの2室目の特別教室を除いた特別教室の冷暖房設備の設置率は、約94.2%でございます。2019年度に改築をする桃園小学校を除き、1室目までの残りの特別教室の冷暖房化を実施してまいります。

私からの報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がございますでしょうか。お願いいたします。

田中委員

順調に進んでいるということでご苦労さまです。2018年度までで94%ということ。これは2019年度末で大体どれぐらいになるのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

2019年度に第1の特別教室につきましては、全て冷暖房化を完了させる予定でございます。第2につきましては、その後2020年度に使用状況によりまして、設置の検討をしてくという計画でございます。

田中委員

そうすると、2020年度までに第2も含めてほぼ完了できるという予定なのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

そのとおりでございます。

入野教育長

ほかにご発言ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

続きまして、事務局報告の2、「建築後50年を経過した学校の校舎建て替えについて」の報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育施設担当）

それでは、建築後50年を経過した学校の校舎建てかえについて、ご報告をさせていただきます。

中野区立小中学校施設整備計画に基づき、学校統合を行わない建築後50年経過校の校舎建てかえに当たりましては、学校再編により一時的に未使用となる空き校舎を仮校舎として使用し、その間に現校舎を解体、新築することとしております。

しかしながら、仮校舎への通学に当たりましては、通学距離が長くなることから、児童の徒歩圏外となることも想定されるため、通学の安全対策や負担軽減の方策を検討していく上で、校庭に仮設校舎を設置の上、現地で校舎建てかえを行うことについても検討してまいります。

一つ目の検討対象校でございますが、1校目といたしまして、中野本郷小学校でございます。仮校舎の向台小学校へ通学する期間は、2022年度から2023年度を予定してございます。

2校目でございますが、桃園第二小学校でございます。仮校舎の上高田小学校へ通学する期間は、2023年度から2024年度を予定しているところでございます。

2、校舎建てかえの手法でございます。一つ目は現行案でございます。学校再編により一時的に未使用となる空き校舎を仮校舎として、現校舎の解体・新築工事を進めます。

二つ目でございますが、検討案でございます。現校地の校庭に設置する仮設校舎を仮校

舎とし、現校舎の解体・新築工事を進めてまいります。

3、今後のスケジュールでございます。2019年10月までに校舎建てかえ手法の具体的検証を行い、2019年11月ごろに校舎建てかえ手法の方針を決定したいと考えてございます。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

これについては本当に悩ましい問題で、あるものを使わざるを得ないし、ないことをやれるわけでもないという、パズルというか非常に難しい問題だなと思うのですけれども、これについては十二分に協議をして、みんなの知恵を出し合う必要があると思います。

少し確認なのですが、学校統合をしない学校は、中野区内では小学校は何校、中学校では何校ぐらいあるものでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

統合していない学校につきましては、中学校が4校、小学校が12校です。

入野教育長

中学校が4校と、小学校が12校でよろしいですか。これから50年が経過して、建てかえになる。既にしたところは除いてよろしいのですよね。

渡邊委員

ちょっと調べておいて。言いたいのは、やはりそれなりの数があるということですね。あって、今も新しい校舎を建てるに当たって、いろいろと検討していくのですけれども、実際に統廃合することによって、大体25校ぐらいあるわけですからそのあたりの半分ぐらいが残っている。そうすると、これをこういったパズル的なことをやりながらもやっていかななくてはいけないのですけれども、全体としてはいつごろまでに完成していくのか。20年かかっていると、今50年経過したものは70年たってしまうので、それもちょっと現実的ではないと。そうするとやはり10年ぐらいの間隔でやるとしたら、かなり慎重に事を運んでいかないといけないなど。

今やっているのと、新しい校舎を建てながら順次オーバーラップしてやっていくということになりますから、予算も莫大ですし、期間も短いですし、その間の教育とか通学だとかいろいろな問題も生じるので、このあたりは極めて慎重に、そして多くの意見と知識を

集めてやっていかなければいけない事項なので、このあたりはやはり我々の希望としては、ただシステムチックに流れるのではなくて、しっかり十二分に検討するというか、ある程度進捗状況とか教えていただいて、やっていきたいと考えております。

ここがまず第1例なのですけれども、これだけではなくて、もっと全体的な計画も提示されたほうが、この1校だけの話ではなくて、全部を含めて考えていかないと、なかなかうまくいかないのではないかなと思いますので、ご検討よろしく願いいたします。

小林委員

最近では私自身も、いわゆるプレハブと呼ばれる仮校舎に入ったことがあるのですが、以前に比べるとかなり性能もよくなって、カーペットが敷いてあったりとか、いわゆる遮音というのでしょうか、振動もかなり少なくて性能もよくなったとはいえ、やはりさまざま不便というか、教育的に支障を来すというのは、否めないと思います。

一方で、今ある地図で桃園第二小と上高田小というのを考えたときに、この距離がいかなものかという、さまざま考えなければいけないことがいっぱいあると思うのですが、ここで10月までにということなのですが、具体的な検証をしていくということなのですが、この検証というのは例えばどんなことをやっていくのか、今想定するものだけで結構ですので、どういうことをお考えになっているのか、教えていただきたいと思うのですけれども。

副参事（子ども教育施設担当）

現地建てかえの場合につきましては、校庭に仮校舎を建てるというところで、段階的に校舎の改築を進めていく必要があるかと思っています。そうしたことから、例えば工法であるとか工期、工事費等、そういったところを具体的に検証する必要があると考えてございまして、そういったところを検証していきたいと考えております。

小林委員

当然、場合によっては予算も変わってくる可能性も出てくると思いますし、その形状だとか施設設備も変わってくる可能性も出てくるかもしれません。あとはやはり地域の方々とか保護者の方々とか、そういった意向もある程度把握しておく必要もあろうかと思ます。

私はいろいろな面で両方あり得ると、それぞれ決まったほうをしっかりと推進していかなければ先が進まないと思いますので、ただやはりぎりぎりまで時間の許す限り、しっかりと検証を進めていって、よりよい方法をと願っておりますので、担当の方、どうかよろ

しくお願いしたいと思います。

以上です。

入野教育長

よろしいでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

先ほどの渡邊委員からご質問でございますが、まず中学校につきましては4校でございます。小学校につきましては、他校と既に統合している学校ではございますが、現地での建てかえ、仮校舎を使用してというところにつきましては、50年経過校と変わらないという考え方になるかと思っておりますので、そういった学校を含めると、小学校につきましては13校でございます。

入野教育長

よろしいでしょうか。

その4校、13校全てが1案か2案かというわけにもいかないと思っておりますので、引き続き検討してまいりたいと思っております。子どもたちのことを考えながら。どうぞよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

最後に事務局から次回の開催についてご報告願います。

副参事（子ども教育経営担当）

次回の開催でございますが、3月15日金曜日10時から当教育委員会室にて開催を予定してございます。

以上でございます。

入野教育長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、教育委員会第8回定例会を閉じます。ありがとうございました。

午前10時33分閉会